

「実用発電用原子炉施設等の廃止措置の計画：20XX」 公衆審査ご意見への対応

No. 1
増田 遊介様
<p><ご意見></p> <p>廃止措置安全小委員会において、「廃止措置の終了の確認に係る基本的考え方（中間とりまとめ）-主な論点と今後の検討の方向性について-」が報告されており、その中で、本格的な解体に伴って発生する汚染状況を把握する観点から、原子炉領域の解体など廃止措置が本格化する前に、事業者において必要なデータを整備することが重要であるとしている。</p> <p>廃止措置終了確認時には敷地内の土壌について、汚染が残されていないことを確認する必要があることから、例えば本文9ページの「5.2.2.1 汚染状況の調査」または、附属書Hの「H.1 事前調査」に、計画段階における汚染調査では廃止措置対象の施設だけでなく、敷地内の土壌についても汚染調査の対象とすることを記載するべきではないか。</p>
<p><回答></p> <ul style="list-style-type: none">・ 廃止措置の終了の確認に関することは、「1. 適用範囲」に示す通り、本標準の適用範囲外であることから、「5.2.2.1 汚染状況の調査」及び附属書Hの「H.1 事前調査」については、現行のままとします。・ ただし、廃止措置の計画及び実施において、廃止措置の終了の確認に留意することは、合理的な立案及び実施に重要であることから、解説に、廃止措置の終了の確認に対する要求事項及び確認の基準並びに廃止措置の終了の確認について廃止措置安全小委員会の検討結果を受けて標準を規定していく計画であることを紹介します。
<p><説明></p> <p><<説明 1 >></p> <p>廃止措置の終了の確認については、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下、実用炉則という。）の（廃止措置の終了確認の申請）第十九条の十に、廃止措置の終了したことの確認を受けるための申請に係ることが定められ（以下、これに基づく廃止措置を実施している事業者の行為を「終了確認申請」とする。）、終了したことを確認する基準が（廃止措置の終了確認の基準）第十九条の十一に定められています。第十九条の十一の二項に示される基準は、第十九条の十の六に基づく申請書の記載を判断するものです。また、ご意見の中で示されている「廃止措置の終了の確認に係る基本的考え方（中間とりまとめ）-主な論点と今後の検討の方向性について-」（以下、「中間報告」という。）は、第十九条の十及び十一を論点としているものです。一方、「実用発電用原子炉施設等の廃止措置の計画：20XX」（以下、「計画標準」という。）は、実用炉則第十九条の五、六及び九に基づく廃止措置の立案から終了に至るまでの基本的考え方及び実用炉則第十九条の九に定め</p>

られた認可の基準を満足する廃止措置計画立案するための技術的要求事項を規定しているものであり、終了確認申請に係ることは本標準の適用範囲外となります。

<<説明 2>>

ご意見にある「本格的な解体に伴って発生する汚染状況を把握する観点から、原子炉領域の解体など廃止措置が本格化する前に、事業者において必要なデータを整備することが重要である。」は、中間報告書の「4. 5 終了確認時のベースラインデータの必要性」に記載されている事項ですが、「必要なデータの整備」は、「4. 4 終了確認時の記録」に関連する事項でもあるといえます。4. 4では、廃止措置の終了確認で用いる記録は、運転開始前のベースラインサーベイデータから開始し、運転中を経て廃止措置終了に至る期間で確実に整備され、維持されることが必要であると論じられています。ご意見の中にある「計画段階における汚染調査」とは、実用発電用原子炉施設等のライフサイクルに当てはめると、運転中の調査にあたります。さらに、「廃止措置対象の施設だけでなく、敷地内の土壌についても汚染調査の対象とする」とは、ライフサイクルに亘り行うべきことです。このような点を考慮すると、やはり計画標準の適用範囲を超えるものと判断します。

<<説明 3>>

中間報告「4. 4 終了確認の対象範囲」においては、「敷地全体が終了確認の対象となる」とする一方で、「仮に汚染が確認された場合には、その状況を踏まえて終了確認の範囲を適切に設定する」とあり、「今後、対象範囲の設定に係る考え方を明確にする必要がある。」としています。終了確認の範囲は、事業所の個々の状況により異なるものになると予想されます。敷地内の土壌の汚染調査についても、個々の状況により条件及び方法が異なってくることは明らかです。このような事情下であり、明確な方針が今後検討される現状では、敷地内の土壌の汚染調査の重要性を紹介することは可能ですが、計画標準に規定するのは適切といえないと判断します。